

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

旅券法施行令（政令）の一部を改正する政令案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

（１）令和６年６月の施行を予定している旅券法施行令（政令）は、①オンライン申請開始による実費を勘案した旅券手数料の差別化、②国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）の勧告に基づき、国立印刷局における集中作成方式への移行を主要な内容としており、その施行のために旅券法施行令の関連規定を改正する必要があります。

（２）旅券法施行令は、行政手続法第２条第８号の「命令等」に該当するため、同法第３９条第１項に規定されている意見公募手続（パブリックコメント）を、３０日以上電子政府（e-Gov）の総合窓口において実施する必要があります。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）のパブリックコメント欄に掲載することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出下さい。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出して下さい。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：passpub2\_atmark\_mofa.go.jp

外務省領事局旅券課パブリックコメント担当宛

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。恐れ入りますが、メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルのいずれかにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

- ※（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出して下さい。
- ※（２）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出して下さい。  
なお、提出意見は必ず日本語で記入して下さい。

5 令和6年4月23日（火）から令和6年5月22日（水）まで（必着）

- ※ 郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- （１）意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- （２）提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省行政管理局行政情報システム企画課にて配布又は閲覧に供します。
- （３）御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- （４）なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体におけるその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- （５）意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめお含みおきください。
- （６）意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめお含みおきください。
- （７）提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめお含みおきください。
- （８）提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を公示又は公にしないことがありますので、あらかじめお含みおきください。

## 7 連絡先

外務省領事局旅券課パブリックコメント担当

担 当：増汐、大蔵

電 話：03-3580-3311（代表）

電子メールアドレス：passpub2\_atmark\_mofa.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールを送付される際には、「\_atmark\_」を@に直してください。